

二〇一四年度後期「日本教育史」試験問題

問題一 〈史料一〉を読んで設問に答えなさい。

〈史料一〉

① 以後、寄宿舎生活はすっかり変った。頭は五分刈となつた。服は小倉織のシヤケツ服、帽子は軍隊と同じ独逸帽、外套、靴、靴下又は文具に至るまで一切官給品であつた。舎内の整頓掃除の苛厳な事、器物の排列方、布団毛布の積み方は全面の角は垂直でなければならぬ。畳の上に塵一本の散在を許さぬ。舎監の検閲が時々行はれる。鴨居の上を撫で、其微塵を払はすなど、水も漏らさぬ監督振りであつた。飯は麦飯とメンコに変わる。一方兵式教練、強行軍の鍛錬が励行される。附属の児童は男児は跣足の運動、病気の外は足袋、袴下、襟巻を一切禁止した。女子には袴を奨励した。(後には一般的となつた) 校長、諸先生も皆詰襟服に制帽だつた。因より高圧的に一から十迄全く軍隊生活に急変した。此未曾有の革新に対して在来の生徒は随分不平や愚痴をコボしたが追付かない。

(『福岡師範学校六十年史』)

設問一 ①に入る事項は何か

設問二 この史料から何らかの歴史的事実とその経緯を説明せよ

問題二 〈史料二〉を読んで設問に答えなさい。

〈史料二〉

朕惟フニ我力皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力国民克ク忠ニ克ク孝ニ徳兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此シ我力国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ ② タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ実ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫 ② ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一二セシトコトヲ庶幾フ

設問一 ②に入る言葉は次のうちどれか。

ア、国民 イ、臣民 ウ、市民 エ、公民 オ、皇民

設問二 この史料が日本の教育史においてどういう働きをしたか、自由にかつ具体的に説明せよ。